

津市監査委員告示第3号

平成18年3月24日付けで受理した地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく「三重県津市長措置請求書」に係る監査委員の勧告に対し、同条第9項の規定に基づき、津市長が講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、これを公表する。

平成18年12月4日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	田	中	勝	博
同	村	田	彰	久
同	山	中	利	之

津市保セ第 247 号

平成18年11月24日

津市監査委員 岡 部 高 樹 様
同 田 中 勝 博 様
同 村 田 彰 久 様
同 山 中 利 之 様

津市長 松 田 直 久

勧告に係る措置状況について（通知）

平成18年5月19日付けで通知のあった地方自治法第242条第4項の規定に基づく勧告については、別紙のとおり必要な措置を講じましたので、同条第9項の規定に基づき通知します。

〔勧告〕及び〔意見〕に対する措置状況

1 重複受診に係る措置について

(1) 未然防止措置について

ア 受診券方式の導入及び保健事業実施の意義等に係る周知徹底について

〔勧告〕

津市長は、平成18年度における保健事業の実施期間において、保健事業実施要領が定める「実施方法の創意工夫」（利用券方式等）に係る措置を講じるなど、重複受診を未然に防止するための必要な措置を講ずべきこと、加えて、市民及び医療機関等に対し、保健事業の意義とその対象となる者の範囲等について、一層周知徹底するなどの措置を講ずべきこと。

(措置)

平成18年度の保健事業の実施にあたって、受診券方式を導入しました。

基本健康診査及び各種がん検診の対象者に、あらかじめ受診券（診査内容別の7枚つづり。切り離して使用。）を送付し、受診の際、必ず医療機関（集団健診に係る受託機関を含む。以下同じ。）へ提出することを条件としました。

受診券紛失等により再発行の申請があった場合にも重複が生じないように、必要な確認をした上で1回に限り再発行することとしました。

さらに、平成18年度津市基本健康診査委託契約仕様書及び津市がん検診委託契約仕様書（以下「仕様書」という。）において、医療機関は、「健診の際には必ず受診券を確認する」旨及び「本市への健診結果の報告について当該受診券を貼付する」旨を明示し、平成18年5月22日及び同月26日に開催した津地区医師会及び久居一志地区医師会に対する説明会においてもその徹底を促しました。

また、本市が実施する基本健康診査及び各種がん検診の受診は、原則として年度内1回であることなど保健事業実施の意義等について一層周知徹底を図るため、基本健康診査及び各種がん検診の対象者に対しては、受診券にその旨を明示し、本市広報紙及びケーブルテレビ等を通じて広く市民にその旨の周知を図っているもので

あり、今後もその周知に努めていくものとします。

なお、医療機関に対しては、仕様書に、「受診回数は年度内1回とする」旨を明示し、説明会においてもその徹底を促しました。

イ 健康手帳制度の利用促進

[意見]

重複受診の未然の防止に係る措置について、最小の経費で最大の効果を挙げる施策の要請と本市の厳しい財政状況から、おのずとその財源が限られることは容易に想像がつくことから、例えば、老人保健法第13条の規定に基づく健康手帳交付制度をより一層効果的に推進することが考えられる。この健康手帳は、市民の健康診査の記録その他老後における健康保持のため必要な事項を記載し、市民自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的としており、本市第4次高齢者保健福祉計画（老人保健法第46条の18第1項その他関係法令の規定に基づき定めたものをいう。）においてもその有効活用の必要性が課題として位置づけられ、かつ、その啓発等について必要な措置を進めることが計画されているが、基本健康診査等と健康手帳の有機的な連携を図ることができれば、重複受診の未然の防止のみならず、本市の保健事業の健全な発展に寄与するものと考えられる。

(措置)

健康手帳交付制度については、老人保健法第13条の規定の趣旨を踏まえて、市民自らの健康管理と適切な医療の確保に資することはもとより、重複受診未然防止の観点からも、その利用を促進することとしました。具体的には、基本健康診査及び各種がん検診の対象者に対しては、受診券に、健診の際、健康手帳の持参を促す文言を記載し、医療機関に対しては、仕様書に、「健診結果の説明及び指導について、でき得る限り健康手帳へ記入する」旨を明示しました。

ウ 重複受診があった場合の是正措置等について

[意見]

重複受診があった場合における当該重複分に係る診査等の適否について、恣意的に判断されることのないよう、国基準等に反しない限りにおいて一定の基準及び範囲等を健康診査委託契約書等に明示することが考えられる。

(措置)

重複受診について、国基準に反しない限りでの一定基準等を示すことは実際には極めて困難であることや、本市の仕様書において、健診対象者が受診できる回数は年度内に個別か集団のいずれか1回とする旨の記述をしており、また受診券にもその旨の記載をしていることから、重複受診した受診者に対しては、当該重複分の経費の負担を求め、原則を徹底することとしました。

具体的には、受診券の再発行時に、2回目以降の健(検)診費用の負担について受診者の理解を求め、署名をお願いしております。

(2) 委託料支払事務の見直しについて

[意見]

重複受診の状況を常に把握することに努め、重複受診が確認された場合は、当該重複分の診査等に係る医療機関に対し、その理由及び経緯等を聴取し、不適当な重複受診であると判明した場合においては、速やかに、執るべき措置を講じられたい。

(措置)

重複受診の未然防止措置を講じてもお重複受診が発生した場合に、当該重複分の委託料が支払われることのないよう、委託料支払事務を見直しました。具体的には、医療機関から健診結果の報告を受けた後、受診券の貼付の有無を確認の上、受診券の貼付が確認できた受診件数について医療機関に通知し、医療機関は、その件数に応じた委託料を本市に請求し、本市は、この請求書について改めて確認の上、確認をした日から30日以内に委託料を支払うこととし、その旨を仕様書に明示し、説明会においてもその徹底を促しました。

また、実際に重複受診した者については、当該重複分の経費負担を求めることとします。

2 診査項目の一部が空欄となって報告される診査に係る措置について

(1) 未然防止措置及び委託料支払事務の見直しについて

[勧告]

津市長は、平成18年度健康診査委託契約における委託期間の始期までに、それが困難な場合は、当該委託期間において、医療機関等に対し、診査項目の一部が空欄となって報告されることのないよ

う徹底するなど、これを未然に防止するための必要な措置を講ずべきこと。

(措置)

医療機関に対し、健診結果の記入の徹底及び受診者の身体的事情等の考慮によりやむを得ず診査することができなかつた項目に係る理由の記入の徹底について、仕様書に明示し、平成18年5月22日及び同月26日に開催した津地区医師会及び久居一志地区医師会に対する説明会においてもその徹底を促しました。

しかしながら、医療機関から送付された6月分の健診結果を見る限り、返却対象となる件数は多く、記入漏れ、記入誤り等が改善されているとは言い難い状況であったため、8月11日に、再度、両医師会を対象に具体的な記入例を用いた説明会を開催し、速やかな改善を促しました。

その結果、6月分も含め、不適切な報告については医療機関へ返却し、内容が整備されてからでないことと受付けないこととしたため、適切な報告のみが委託料の支払対象となっています。

[意見]

診査項目の一部が空欄となって報告される診査の未然の防止に係る措置について、医療機関に対する徹底を直接書面で行うことなどが考えられる。

また、何らかの事情で診査項目の一部の診査が行われていない事案については、その適否が恣意的に判断されることのないよう、国基準等に反しない限りにおいて一定の基準等を健康診査委託契約書等に明示することが考えられる。

そして、診査項目の一部に空欄がある報告を受けた場合は、当該医療機関に対し、その理由を聴取し、診査項目の一部の診査が行われていないことが判明した場合は、診査を行わなかつた理由を当該空欄項目に記入するよう指示するとともに、その理由について、前述の基準等に照らし、その適否を判断し、適当でない判断した場合は、速やかに、追診査を求めるなどの措置を講じ、また、診査は行われたものの単に記入漏れであったことが判明した場合は、速やかに、当該空欄項目に係る診査結果の追記を求めるなどの措置を講じられたい。

(措置)

診査項目の一部が空欄となって報告される診査の未然防止措置

を講じてもお診査項目の一部が空欄で報告された場合に、当該診査の委託料が支払われることのないよう、重複受診に係る委託料支払事務と同様にその支払事務を見直しました。具体的には、医療機関から健診結果の報告を受けた後、診査項目の一部に空欄がある報告の有無を確認の上、空欄のないことが確認できた報告に係る件数について医療機関に通知し、医療機関は、その件数に応じた委託料を本市に請求し、本市は、この請求書について改めて確認の上、確認日から30日以内に委託料を支払うこととし、その旨を仕様書に明示し、説明会においてもその徹底を促しました。

3 健康診査委託契約に係る委託料の支払について

〔勧告〕

健康診査委託契約に基づく当該委託事業に係る基本健康診査及びがん検診等に係る医療機関への委託料の支払について、その財務会計書類から委託料請求の算出基礎となるこれら診査等の受診者の氏名及びその委託料の内容を特定することができないことから、津市会計規則（平成18年津市規則第42号）第27条第3項に規定する支出命令に係る調査確認及び同条第4項に規定する請求書要件（請求金額とその内容や算出基礎等の明示等）にかんがみ、津市長は、平成18年度健康診査委託契約の締結までに、又は既に同契約を締結している場合は、当該委託期間の始期までに、それが困難な場合は、当該委託期間において、医師会と協議の上、請求書様式又は健康診査記録票様式の見直しを行うなど、必要な措置を講ずべきこと。

（措置）

医療機関からの委託料の請求、及びその支払にあたっては、当該委託期間中において、診査等の受診対象者の氏名及びその受診内容を特定した一覧表を必要に応じて出力できるよう、「健康管理システム」の一部変更を行いました。

実際に、この一覧表を支出負担行為伺書や支出命令書（以下「伺書等」という。）へ添付するには膨大な量となるため、伺書等へは「代表者氏名ほか何件」という表記を行うとともに、医療機関等からの請求書や報告書についても、受診項目ごとに何名が受診したかの件数を記載し、誰の分として支払ったかが追跡調査により特定できるよう様式の見直しを行いました。

4 健康診査委託契約における医療機関との法律関係の明確化について

〔意見〕

健康診査委託契約に基づく当該委託事業に係る基本健康診査及びがん検診等について、その約定に従い診査等を履行する債務を負うもの及び当該債務の履行により当該委託料の支払請求権を有するものは、当該医療機関であり、同契約は、実質的に本市と医療機関の双務契約であると解するが、同契約の当事者は、本市と医師会であり、したがって、同契約上、本市と医療機関との法律関係が必ずしも明確でない。

そこで、医師会と協議の上、本市と医療機関との法律関係について、でき得る限り明確にするよう努められたい。

（措置）

健康診査委託契約における医療機関（医師会に加入していない医療機関及び集団検診に係る受託機関を除く。）との法律関係を明確にするため、契約方法を見直しました。具体的には、医師会に加入する医療機関から、その加入する医師会に対し、「津市が実施する健康診査に係る業務に関する委託契約の締結を委任し、当該契約に基づき、健康診査に係る業務を実施する。」旨の委任書面を提出した上、本市は、これら医療機関の代理人たる当該医師会と健康診査委託契約を締結することとしました。